

企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

平成 22 年 5 月 31 日

あずさ監査法人 監査実務従事者グループ

平成 22 年 3 月 18 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめたので提出します。

1．未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法に関して（基準案第 13 項及び第 15 項）

平成 10 年会計基準の取扱いでは、退職給付債務とこれに対応する資産の全体を貸借対照表に計上することができず、その結果、会計基準案第 52 項に記載のように、積立超過のときに負債（退職給付引当金）が計上されたり、積立不足のときに資産（前払年金費用）が計上されたりするような可能性があった。こうした財務情報は退職給付制度の状況について適切に開示しているとは言えない面があると考えられる。こうした点や、国際的な会計基準の動向も考慮し、貸借対照表において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額（積立状況を示す額）を負債として計上する（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には資産として計上する）という公開草案の提案に賛成する。

また、今回の公開草案は、ステップ 1 として、短期のコンバージェンス対応であるという位置づけの中で、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法については、国際的な会計基準が今後どのような取扱いとされていくかを見定めた上で対応していく状況であることに鑑み、今回は、数理計算上の差異及び過去勤務費用を損益計算書に計上するという現行の処理を変更しないこととし、数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、当期に費用処理されない部分をその他の包括利益を通じてその他の包括利益累計額に計上し、その後の期間において組替調整を行うという提案にも賛成する。

2．退職給付債務及び勤務費用の計算方法に関して（基準案第 19 項）

国際的な会計基準での取扱いや、平成 10 年会計基準において期間定額基準が採用された経緯からはこの方法を改めて支持する根拠を欠くという考え方があること（会計基準案第 59 項）を踏まえ、今回の改正において「給付算定式に従う方法」を退職給付見込額の期間帰属を決定する方法として定めるという公開草案の提案に賛成する。

しかし、現在採用されている「期間定額基準」との選択適用を認めるという提案については、「期間定額基準」が現行の国際的な会計基準で認められていない上、この点についての国際的な会計基準の見直しも当面予定されていないことから、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からはこの方法の選択を引き続き認めるべきではないと考える。

3．割引率に関して（適用指針案第 24 項）

退職給付債務の計算における割引率として、給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用する原則的な取扱いと併せて、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することも認められている。読み手の理解のため、適用指針案が想定している加重平均割引率の算出例を設例に含めることを検討して頂きたい。

4．注記事項に関して（適用指針案第 56 項）

適用指針第 56 項では、退職給付債務について、積立型制度と非積立型制度の内訳を記載するとされているが、会計基準及び適用指針には、積立型制度と非積立型制度に関する記載がないため、明確化するためにも、定義として記載して頂きたい。

以 上